

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和8年度荒川区乳幼児ショートステイ事業業務委託	No.5200182
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	推定総額 9,079,500円（非課税）	

契約相手方	日本赤十字社医療センター附属乳児院	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合（総価・単価）契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>令和8年度荒川区乳幼児ショートステイ事業業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 日本赤十字社医療センター附属乳児院 代表者 院長 芝 太郎 所在地 東京都港区広尾四丁目1番1号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内に住所を有する0歳及び1歳の児童を養育している家庭において、一時的に養育が困難になった乳幼児に対して必要な保護を行うため、ショートステイ事業を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本事業は、児童福祉法において区市町村に実施の努力義務が課されている事業であり、国の実施要綱においては実施施設を乳児院等住民に身近にあって、適切に保護することができる施設としている。</p> <p>② これを踏まえ、主管課において、乳幼児に必要な保護を確実に行うことができ、かつ区民が利用しやすい立地の乳児院（おおむね1時間圏内）である病院に対し、令和8年度の本件履行の可否を確認したところ、履行可能と回答したのは上記業者のみであった。</p> <p>③ また上記業者は、平成27年度より本件を履行していることから、本事業についてのノウハウが蓄積されており、履行状況についても良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>